

報告第 3 0 号

地方独立行政法人長野市民病院の経営状況の報告について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、地方独立行政法人長野市民病院の経営状況について、令和 7 年度事業報告書及び令和 8 年度事業計画書を提出する。

令和 8 年 9 月 3 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司



# 事業報告書

2025 年度（令和 7 年度）

（第 10 期事業年度）

自 2025 年（令和 7 年）4 月 1 日

至 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日

地方独立行政法人長野市民病院

## 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| <b>1 理事長によるメッセージ</b>           | 3  |
| <b>2 法人の目的、業務内容</b>            |    |
| (1) 設立目的                       | 5  |
| (2) 業務内容                       | 5  |
| <b>3 法人の位置付け及び役割</b>           |    |
| (1) 長野市民病院の性格と役割               | 5  |
| (2) 地域の中での役割に基づく医療の提供          | 5  |
| <b>4 中期目標の概要（前文）</b>           | 6  |
| <b>5 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略</b>   |    |
| (1) 長野市民病院の理念                  | 6  |
| (2) 長野市民病院のミッション               | 6  |
| (3) 長野市民病院の基本的な目標等             | 7  |
| (4) 長野市民病院長期経営構想               | 7  |
| <b>6 中期計画及び年度計画の概要</b>         | 9  |
| <b>7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉</b> |    |
| (1) ガバナンスの状況                   | 16 |
| (2) 役員等の状況                     | 16 |
| (3) 職員の状況                      | 16 |
| (4) 重要な施設等の整備等の状況              | 16 |
| (5) 純資産の状況                     | 17 |
| (6) 財源の状況                      | 17 |
| <b>8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策</b>   |    |
| (1) リスク管理の状況                   | 18 |
| (2) 業務運営上の課題及びその対応策の状況         | 18 |
| <b>9 業績の適正な評価の前提条件</b>         |    |
| (1) 市民病院が担うべき医療                | 19 |
| (2) 患者サービスの向上                  | 19 |
| (3) 医療に関する調査及び研究               | 19 |
| (4) 医療提供体制の充実                  | 19 |
| <b>10 業務の成果及び当該業務に要した資源</b>    |    |
| (1) 令和7年度の業務実績とその自己評価          | 20 |

|            |                                   |    |
|------------|-----------------------------------|----|
| <b>1 1</b> | <b>予算及び決算の概要</b>                  | 21 |
| <b>1 2</b> | <b>財務諸表の要約</b>                    |    |
| (1)        | 貸借対照表                             | 22 |
| (2)        | 損益計算書                             | 22 |
| (3)        | キャッシュ・フロー計算書                      | 23 |
| <b>1 3</b> | <b>財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の説明</b> |    |
| (1)        | 貸借対照表                             | 23 |
| (2)        | 損益計算書                             | 23 |
| (3)        | キャッシュ・フロー計算書                      | 24 |
| <b>1 4</b> | <b>内部統制の運用に関する情報</b>              | 25 |
| <b>1 5</b> | <b>法人の基本情報（2026 年 3 月 31 日現在）</b> |    |
| (1)        | 法人名                               | 26 |
| (2)        | 所在地                               | 26 |
| (3)        | 設立年月日                             | 26 |
| (4)        | 設立に係る根拠法                          | 26 |
| (5)        | 設立団体の長                            | 26 |
| (6)        | 資本金                               | 26 |
| (7)        | 沿革                                | 26 |
| (8)        | 設置・運営する病院                         | 26 |
| (9)        | 組織図                               | 27 |

## 1 理事長によるメッセージ

当院は1995年に開院しましたが、病院経営の自由度を高め、患者さんの立場に立ったより良い病院づくりを目指して、2016年に地方独立行政法人へ移行しました。

当院のミッションは「医療を通して市民・地域社会に貢献すること」、ビジョンは「患者・地域・職員から選ばれる信州のマグネットホスピタルをめざす」ことです。“すべてのサービスは患者さんのために”という精神のもと、高度で専門的な「がん診療」、断らない「救急医療」、高齢化時代の「脳・心臓・血管診療」を診療の3つの柱に据えています。

「がん診療」では、“地域がん診療連携拠点病院”として、手術、薬物療法、放射線治療から緩和ケアまで、高度で専門的な医療を提供しています。2021年には“がんゲノム医療連携病院”に指定され、ゲノム医療にも本格的に取り組んでいます。2023年7月には病院再整備事業の一環として、薬物療法センター、緩和ケアセンター、がん相談支援センターを一箇所に集約した“がんセンター”をオープンし、患者さんの利便性を向上させました。放射線治療センターでは、最新の高精度放射線治療装置や、ラルス（遠隔操作密封小線源治療）装置が稼働しています。

ロボット支援手術については、増加する需要やさまざまな領域の手術に対応するとともに、より安全で質の高いロボット支援手術を展開するため、2022年4月に“ロボット手術センター”を設置しました。2024年6月からは、手術支援ロボット（ダヴィンチ）の2台体制を構築して症例数をさらに増やし、がん手術のレベルを向上させています。2025年6月からは、新たに肝臓がんに対するロボット支援手術も開始しました。

「救急医療」では、当院には重症患者や救急車搬送に対応する“救急センター”と長野市医師会員が夜間初期救急医療に対応する“急病センター”が設置されています。また、救急隊員の知識・技術向上など救急医療の充実を図るため、長野市消防局と連携し、2017年に県内初となる派遣型“救急ワークステーション”事業を開始しました。2026年3月からは、当院から医師を救急現場へドクターカーで派遣するラピッド・ドクターカーの試行運用を開始しています。「災害医療」に関しては、2020年には長野県より“地域災害拠点病院”および“DMAT指定病院”の指定を受け、災害時の医療・救護体制を整備しています。2024年1月には能登半島地震の発生を受け、被災地へDMATを4隊派遣しました。

「脳・心臓・血管診療」では、2016年に“心臓血管センター”を設置、2017年に心臓血管外科を開設し、心臓・血管診療を充実させています。腹部大動脈瘤や胸部大動脈瘤のステントグラフト実施施設としても認定されているほか、2025年4月からは植込型補助人工心臓管理施設に認定されています。また、北信地域で唯一の脳卒中ケアユニット（SCU）12床を有し、一次脳卒中センター・コア施設として急性期脳梗塞に対する脳血管内治療を推進しています。

上記3つの診療の柱に加え、当院は市民病院に求められる医療として、「予防医療」、「在宅医療」、「診療支援」にも積極的に取り組んでいます。

「予防医療」では、健診センターにおいて日帰り人間ドックをはじめとする健診事業を通して、糖尿病や循環器病の予防啓発、さらにがんやその他生活習慣病の早期発見・早期治療を推進しています。健診センターは、2023年4月に新棟（東館）に移転・拡充し、日帰り人間ドックの1日当たりの受診枠数を増やしてキャンセル待ち解消に取り組むとともに、さまざまな健診ニーズに応えるべく、心不全ドック、膵臓ドック、筋骨健診などのオプションを提供しています。

「在宅医療」では、2016年に地域包括ケア病棟を開設、訪問看護ステーションと

一体化した“地域包括ケアセンター”として運用することで、高齢者の在宅医療を支援しています。地域包括ケア病棟も2023年4月に新棟（東館）に移転・増床し、院内の急性期を脱した患者さんや院外からの直接入院の受け入れをさらに強化しています。

「診療支援」では、長野県より“地域医療人材拠点病院”に指定され、近隣の医師不足病院や長野市国保鬼無里診療所へ医師を派遣しています。

その他2024年には、血液内科や精神科の常勤医が着任し、診療体制がさらに整備されました。また、セル看護提供方式の導入により、看護師が患者さんに寄り添う時間が増え、看護の質の向上につながっています。

当院の運営に当たっては、長野市が策定した中期目標に沿った中期計画、および長期経営構想を策定し、さまざまな事業を行いました。第1期中期計画（2016-18年度）は「Start Up」と命名し、経営基盤の安定に取り組みました。第2期中期計画（2019-21年度）は「Build Up」と命名し、病院再整備計画の策定を行いました。第3期中期計画（2022-25年度）は「Value Up」と命名し、病院の価値を高め、当院のビジョンである信州のマグネットホスピタルの実現を目指して、“医療の質を高める”、“患者満足度を高める”、“働きやすい職場にする”ことに重点的に取り組みました。

2023年6月には、効率的な経営を行いつつ地域の基幹病院として高度医療や救急医療、新型コロナウイルス感染症対応を行ってきたことが高く評価され、「自治体立優良病院総務大臣表彰」を受賞しました。

2025年度は、経営改善プロジェクトの活動により337百万円の増収と107百万円のコスト削減を達成し、当期純利益を45百万円とすることができました。また、生成AIアシスタントの構築・活用により、年間換算で5,000時間を超える業務時間の削減効果を得ています。この生成AIの活用は、全国的にも先駆的な取り組みとなっています。

これからも当院は、地方独立行政法人の特長である自律性、機動性、柔軟性及び効率性を最大限発揮した組織運営に努め、経営基盤を強化するとともに、医療を通して市民・地域社会に貢献してまいります。

地方独立行政法人長野市民病院  
理事長 駒津 光久

## 2. 法人の目的、業務内容

### (1) 設立目的

地方独立行政法人法に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関との機能分担及び連携を行うことにより、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

### (2) 業務内容

- ア 医療を提供すること。
- イ 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- ウ 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- エ 医療に関する地域への支援を行うこと。
- オ 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- カ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 3. 法人の位置付け及び役割

### (1) 長野市民病院の性格と役割

1. 悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患などの治療に重点を置いた先端高度医療を行います。
2. 24 時間、365 日、救急患者を受け入れ、長野市北部地域の救急医療の拠点として、市民が安心して暮らせるための救急医療の提供を行います。
3. 重点医療のほか、すべての診療科において各部門との連携を密接に行い、急性期疾患を中心とする高度な専門的診療を行います。
4. 地域医療機関との機能分担に配慮し、相互の円滑な連携を図り、地域全体としての最適な医療を行うために、病診、病病、医療・福祉連携を推進します。
5. 医学、医療技術の進歩に応じた医療機器、医療技術を備え、地域の医療関係者の研修および研究の場としての役割を果たします。
6. 高齢化社会の進行に合わせ、高齢者医療の充実を図り、訪問看護などの継続看護を実施し、在宅ケアを必要とする患者の支援システムを確立します。
7. 市民の健康教育、病気の予防、治療からリハビリテーションまでを一貫して行う保健医療の拠点にします。また、保健医療情報等の提供、地域住民等を対象とした講演会等を行い、住民の医療と福祉の増進に寄与します。

### (2) 地域の中での役割に基づく医療の提供

現在、医療の分野では役割分担が明確になっており、地域のかかりつけ医が患者さんの普段の健康管理や診察を行い、より詳しい検査や専門的治療が必要な場合には、かかりつけ医からの紹介により病院が診療を行うという医療連携が推進されています。

私たちの地域には、当院の他にもそれぞれ伝統と優れた機能を持つ多くの病院、診療所、福祉施設等があります。

住民の皆さまが安心して暮らせるためには、地域全体として医療・福祉資源を有効に活用することが必要です。

当院においても、基幹病院と地域のかかりつけ医が役割を分担し、連携しながら適切な医療を提供する「地域医療連携」を推進し、諸医療・福祉機関との機能分担と連携に努めてまいります。

#### 4. 中期目標の概要（前文）

地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）は、市民の健康の維持・増進及び福祉の向上に資するため、地域の中核病院として、24 時間 365 日の救急医療を提供するとともに、「がん診療」及び「脳・心臓・血管診療」をはじめとする高度急性期医療の充実に取り組んできました。

また、地域の医療機関等との機能分担や連携を図りながら、地域包括ケア病棟の開設や訪問看護体制の強化など、地域包括ケアシステムの構築を推進し、在宅医療の支援に取り組むと同時に、地方独立行政法人の特長を生かした効果的かつ効率的な病院運営を行うことで、経営基盤の確立に努めてきました。

一方、少子高齢化の更なる進展により医療需要は今後大きく変化することが見込まれており、市の政策とも連携しながら、市民病院として求められる役割や市民のニーズを適切に捉え、より一層、効果的かつ効率的に診療機能の充実と病院経営の安定化を図っていく必要があります。

更に、今後も新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた病院経営を行う必要があるとともに、近年多発する大規模自然災害や新興・再興感染症の発生時においても、必要な医療サービスの提供が求められるほか、働き方改革の推進による職場環境の改善やデジタル技術の活用等を通じて、良質な医療を将来にわたって持続的に提供していく必要があります。

そこで、長野市は、病院開設以来の実績と信頼を土台として、引き続き高度急性期医療の充実に図りながら、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域医療機関等との機能分担と連携を更に強化することで、これまで以上に公立病院としての使命と責任を積極的に果たしていくことを法人に求め、ここに第3期中期目標を定めます。

#### 5. 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

##### （1）長野市民病院の理念

**私ども職員は、患者・地域の皆さまと手を携え、地域に開かれた病院としての医療を実践します**

1. 命のいとおしさを大切に、人間味あふれる医療を提供します。
2. 医療水準の向上に努め、高度で良質、安全な医療を提供します。
3. 個人の人権と意思を尊重し、情報の開示、説明と同意を基本とする医療を提供します。
4. 地域の保健、医療、福祉機関等との機能分担に配慮し、円滑な連携を図ります。

##### （2）長野市民病院のミッション

当院では、「がん診療」、「救急医療」、「脳・心臓・血管診療」を3本柱とする高度急性期医療を提供するとともに、市民病院として健診等の「予防医療」、

訪問看護や地域包括ケア病棟の活用による「在宅医療」の支援、近隣病院等への「診療支援」に注力し、ミッションの達成に取り組んでいます。

**医療を通して市民・地域社会に貢献します。**



#### 7つの基本方針

1. がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病を主体とした高度急性期医療を提供します
2. 超高齢社会に対応した回復期医療、在宅医療を提供します
3. 24時間365日、市民が安心して暮らせるための救急医療を提供します。
4. 地域の関係機関との機能分担と連携を図り、地域全体として最適な医療を提供します
5. 災害発生に備えた医療・救護体制を整備し、地域災害拠点病院としての役割を担います
6. 医師不足の近隣医療機関への診療支援を行います
7. 地域住民に対し公衆衛生に関する啓発を行い、住民の健康の保持と増進に寄与します

#### (3) 長野市民病院の基本的な目標等

地域の中核病院として、地域の医療機関等との機能分担と連携強化を図りながら、がん診療をはじめ、心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病の診療を中心とした高度専門医療や、初期救急はもとより、入院治療が必要な重症者に対応した救急医療の更なる充実を目指します。

また、人口減少、少子・超高齢社会の到来を背景とした今後10年から20年の医療需要や医療環境の変化に適切に対応し、高度で良質・安全な医療を将来にわたって継続的に提供します。

さらには、地方独立行政法人の特長である自律性、機動性、柔軟性及び効率性を最大限発揮した組織運営に努めるとともに、長野医療圏、ひいては広く北信地域全体に貢献できるこれからの時代にふさわしい公立病院としての使命と責任を果たし、市民の健康の維持・増進及び市民の福祉の向上に資する市民のための病院となることを目指します。

#### (4) 長野市民病院 長期経営構想

第3期中期計画期間（2022年度～2025年度）をValueUpの期間と位置づけ、医療の質を高め、患者満足度を高め、働きやすい職場にして、「患者さん、地域、職員の誰からも選ばれる信州のマグネットホスピタル」となるよう取り組みました。

地方独立行政法人  
長野市民病院 長期経営構想



第1期中期計画期間

地方独立行政法人に移行し、長野市から経営的に独立するために、経営基盤の安定を図った。

第2期中期計画期間

機能の強化、施設の長寿命化、狭隘化の解消のため、病院再整備事業を計画した。

第3期中期計画期間

病院の価値を高め、患者さん、地域、職員の「誰からも選ばれる病院」を目指す。

## 6. 中期計画及び年度計画の概要

中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。

なお、中期計画の変更をもって公立病院経営強化プランの策定としたため、第3期中期計画は令和5年12月19日付で変更しております。

◆は目標指標を記載しています。

| 第3期中期計画                                                                                                                                                                                 | 令和7年度年度計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 1 市民病院が担うべき医療                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (1) 救急医療                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ア 地域の中核病院としての救急医療の充実<br><br>イ 救急搬送患者の円滑な受入れ<br>ウ 重症患者の緊急治療・検査、緊急入院への対応<br>エ 長野市医師会との協働による夜間初期救急医療の提供<br>オ 地域の救急医療の質向上<br><br>◆ 救急車搬送受入件数の長野医療圏全体の救急車搬送件数に占める割合（％）                       | ア 地域の中核病院としての救急医療の充実<br>救急科医の確保に努める。救急救命士を活用する。<br>イ 救急搬送患者の円滑な受入れ<br>ウ 重症患者の緊急治療・検査、緊急入院への対応<br>エ 長野市医師会との協働による夜間初期救急医療の提供<br>オ 地域の救急医療の質向上<br><br>◆ 救急車搬送受入件数の長野医療圏全体の救急車搬送件数に占める割合（％）                                                                                                                                                       |
| (2) がん診療                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ア 地域がん診療連携拠点病院としての高度専門的ながん診療の提供<br><br>イ 先進技術を活用した手術の推進<br>ウ 放射線治療の推進<br><br>エ 薬物療法の推進<br><br>オ がんゲノム医療の推進<br>カ 緩和ケア提供体制の強化<br><br>キ がん周術期等の口腔ケアの推進<br>ク 相談支援体制の充実<br><br>◆ がん新入院患者数（人） | ア 地域がん診療連携拠点病院としての高度専門的ながん診療の提供<br>胃・食道外科を開設する。<br>イ 先進技術を活用した手術の推進<br>手術支援ロボットを2台体制で運用する。<br>ウ 放射線治療の推進<br>最新機種に更新した放射線治療装置（リニアック）を活用する。<br>エ 薬物療法の推進<br>拡充した薬物療法センターにおいて安全で質の高いがん薬物療法を提供する。<br>オ がんゲノム医療の推進<br>院外からの紹介を積極的に受け入れる。<br>カ 緩和ケア提供体制の強化<br>できるだけ患者やその家族の希望にかなう緩和ケアの提供を図る。<br>キ がん周術期等の口腔ケアの推進<br>ク 相談支援体制の充実<br><br>◆ がん新入院患者数（人） |

|                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3) 脳・心臓・血管診療                                                       |                                                                                                                                                                                                                                             |
| ア 脳卒中治療の充実<br>イ 心臓・血管診療の充実<br><br>ウ 糖尿病治療の充実<br>エ 透析治療の充実           | ア 脳卒中治療の充実<br>イ 心臓・血管診療の充実<br>高齢者の血管治療の質向上を図る。<br>ウ 糖尿病治療の充実<br>エ 透析治療の充実<br>チーム医療により安心・安全でプライバシー<br>や感染対策に配慮した透析治療を提供する。<br>維持透析延べ回数の増加を図る。                                                                                                |
| (4) 手術・集中治療                                                         |                                                                                                                                                                                                                                             |
| ア 手術部門の体制強化<br>イ 集中治療部門の機能充実<br><br>◆ 全身麻酔手術件数（件）                   | ア 手術部門の体制強化<br>イ 集中治療部門の機能充実<br><br>◆ 全身麻酔手術件数（件）                                                                                                                                                                                           |
| (5) 高齢者等に配慮した医療                                                     |                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束最小化チームを中心に入院患者への身体的拘束の最小化に取り組む。</li> <li>・増床した地域包括ケア病棟を活用し、充実した機能訓練、在宅復帰支援に取り組む。</li> </ul>                                                                                                    |
| (6) 急性期後の患者に対する医療                                                   |                                                                                                                                                                                                                                             |
| ◆ 地域包括ケア病棟への直接入院患者数（人）<br>◆ 理学療法件数（件）<br>◆ 作業療法件数（件）<br>◆ 言語療法件数（件） | 24時間訪問看護体制の強化を図るほか、スタッフの確保などによるリハビリテーションの提供体制強化を図る。<br>◆ 地域包括ケア病棟への直接入院患者数（人）<br>◆ 理学療法件数（件）<br>◆ 作業療法件数（件）<br>◆ 言語療法件数（件）                                                                                                                  |
| (7) 子どもに関わる医療                                                       |                                                                                                                                                                                                                                             |
| ア 小児心身症・発達障害等の小児医療の推進<br>イ 不妊治療の推進<br>ウ 病児・病後児保育への対応                | ア 小児心身症・発達障害等の小児医療の推進<br>イ 不妊治療の推進<br>ウ 病児・病後児保育への対応<br>病後児保育を適切に運用する。                                                                                                                                                                      |
| (8) 予防医療                                                            |                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨粗しょう症等の予防啓発や、マンモグラフィまたは超音波検査による市民乳がん検診を実施する。</li> <li>・健診の質的向上を図るほか、運営体制の強化や効率化を図りながら、受診者のニーズに沿った健診メニューの提供や受診枠の拡大により利用者数の増加を図る。</li> <li>・MASH（代謝異常関連脂肪性肝炎）外来の運用等により、肝疾患の早期発見・早期治療に努める。</li> </ul> |

|                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆ 人間ドック延べ利用者数（人）                                                                                                   | ◆ 人間ドック延べ利用者数（人）                                                                                                                                                                                       |
| (9) 災害時対応                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                        |
| ア 災害発生時の備えとしての医療・救護体制の整備<br>イ 地域災害拠点病院としての役割<br>◆ 日本 DMAT 資格保有者延べ人数（人）                                             | ア 災害発生時の備えとしての医療・救護体制の整備<br>イ 地域災害拠点病院としての役割<br>◆ 日本 DMAT 資格保有者延べ人数（人）                                                                                                                                 |
| (10) 新興感染症等への対応                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                        |
|                                                                                                                    | 長野県との医療措置協定に基づき対応する。                                                                                                                                                                                   |
| 2 患者サービスの向上                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                        |
| (1) 患者中心の医療                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                        |
| ア 患者の視点に立った「説明と同意」の徹底<br>イ クリニカルパスの活用による医療の標準化及びチーム医療の質向上<br>◆ クリニカルパス適用率（％）                                       | ア 患者の視点に立った「説明と同意」の徹底<br>イ クリニカルパスの活用による医療の標準化及びチーム医療の質向上<br>ウ セル看護提供方式®による医療の質向上<br>2024 年度に導入したセル看護提供方式®により、看護師の動き方におけるムダを省き、患者さんの傍（そば）でケアできる時間を確保することで、医療の質の向上と看護師の働きがいへの貢献を目指す。<br>◆ クリニカルパス適用率（％） |
| (2) 快適性及び利便性の向上                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                        |
| ア 患者満足度の向上<br>イ 接遇の向上<br>ウ プライバシー確保や利便性に配慮した院内環境の整備<br>エ 外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等<br>◆ 入院患者総合満足度（％）<br>◆ 外来患者総合満足度（％） | ア 患者満足度の向上<br>イ 接遇の向上<br>接遇アンケートを実施する。<br>ウ プライバシー確保や利便性に配慮した院内環境の整備<br>エ 外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等<br>デジタルサイネージによる情報提供やフリー Wi-Fi の提供により、待ち時間の快適性の向上を図る。<br>◆ 入院患者総合満足度（％）<br>◆ 外来患者総合満足度（％）               |
| (3) ボランティアの受入れ                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                        |
| (4) 情報提供の推進                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                        |
|                                                                                                                    | 病院祭「ふれ愛デー」を開催する。                                                                                                                                                                                       |

|                                                                                                        |                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 医療に関する調査及び研究                                                                                         |                                                                                                                                       |
| 4 地域医療を踏まえた役割・機能                                                                                       |                                                                                                                                       |
| 5 医療提供体制の充実                                                                                            |                                                                                                                                       |
| (1) 地域包括ケアシステム推進体制の充実                                                                                  |                                                                                                                                       |
| ア 地域医療支援病院としての地域完結型医療の推進<br>イ 地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の推進<br><br>◆ 紹介件数（件）<br>◆ 逆紹介件数（件）<br>◆ 訪問看護訪問件数（件） | ア 地域医療支援病院としての地域完結型医療の推進<br>イ 地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の推進<br>「医療と介護の連携推進セミナー」等の研修会を開催する。<br><br>◆ 紹介件数（件）<br>◆ 逆紹介件数（件）<br>◆ 訪問看護訪問件数（件） |
| (2) 他の中核病院等との連携強化                                                                                      |                                                                                                                                       |
| (3) 近隣病院等への診療支援                                                                                        |                                                                                                                                       |
| (4) 医療機器の計画的な更新・整備                                                                                     |                                                                                                                                       |
| (5) デジタル技術の活用                                                                                          |                                                                                                                                       |
|                                                                                                        | 生成 AI や RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）、チャットボットなどのデジタル技術を積極的に活用し、業務の効率化を図る。<br>マイナンバーカードの活用に努める。                                            |
| (6) 病院運営に関する地域の意見の反映                                                                                   |                                                                                                                                       |
| (7) 医療職の人材確保及び育成                                                                                       |                                                                                                                                       |
| ア 医師、看護師、その他必要な人材の確保<br>イ 専門性を持った質の高い人材の育成                                                             | ア 医師、看護師、その他必要な人材の確保<br>職員の処遇改善を図る。<br>イ 専門性を持った質の高い人材の育成                                                                             |
| (8) 教育研修                                                                                               |                                                                                                                                       |
| ア 初期・後期臨床研修機能の充実<br>イ 地域医療従事者の教育並びに学生の研修・実習受入れ<br>ウ 職員のキャリアアップ支援                                       | ア 初期・後期臨床研修機能の充実<br>イ 地域医療従事者の教育並びに学生の研修・実習受入れ<br>ウ 職員のキャリアアップ支援<br>医師をはじめとする職員の国内外への留学を支援する。                                         |
| (9) 医療安全対策                                                                                             |                                                                                                                                       |
| ア 医療事故防止対策<br>イ 院内感染対策                                                                                 | ア 医療事故防止対策<br>イ 院内感染対策                                                                                                                |

|                                                                                     |                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ウ 職員全体研修の実施                                                                         | ウ 職員全体研修の実施                                                                                                                                                                       |
| (10) コンプライアンス（法令遵守）の徹底                                                              |                                                                                                                                                                                   |
| ア 関係法令の遵守による適正な業務運営<br>イ 個人情報保護、情報公開等への適切な対応                                        | ア 関係法令の遵守による適正な業務運営<br>イ 個人情報保護、情報公開等への適切な対応                                                                                                                                      |
| 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置                                                  |                                                                                                                                                                                   |
| 1 経営管理機能の充実                                                                         |                                                                                                                                                                                   |
| (1) 管理運営体制の強化                                                                       |                                                                                                                                                                                   |
| ア 中期計画及び年度計画に基づく効果的かつ効率的な業務運営の推進<br>イ 経営情報の収集・分析・共有<br>ウ 企画力・実行力の強化<br>エ 会計情報の信頼性向上 | ア 中期計画及び年度計画に基づく効果的かつ効率的な業務運営の推進<br>イ 経営情報の収集・分析・共有<br>ウ 企画力・実行力の強化<br>エ 会計情報の信頼性向上                                                                                               |
| (2) 業務改善の推進                                                                         |                                                                                                                                                                                   |
| ア 業務改善への職員の参画<br><br>イ 病院機能評価等の外部評価の活用<br><br>◆ 病院機能評価のS及びA評価の比率（％）                 | ア 業務改善への職員の参画<br>業務改善委員会において優れた業務改善事例を表彰し、業務改善の風土を醸成する。<br>イ 病院機能評価等の外部評価の活用<br>公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の結果を踏まえて継続的な業務改善に取り組む。<br>医療の質向上委員会において、医療・看護の質向上に取り組む。<br><br>◆ 目標の記載なし |
| 2 働きやすくやりがいのある職場環境の整備                                                               |                                                                                                                                                                                   |
| (1) 人事評価制度の再構築                                                                      |                                                                                                                                                                                   |
| (2) 働き方改革の推進                                                                        |                                                                                                                                                                                   |
| ◆ 月平均時間外労働時間（時間）                                                                    | 働き方改革ワーキンググループを中心に、タスク・シフティング（業務の移管）、タスク・シェアリング（業務の共同化）を検討する。<br>医師の時間外労働については、2024年度から開始された時間外労働規制に対し、A水準（年間960時間上限）で対応する。<br><br>◆ 月平均時間外労働時間（時間）                               |
| (3) 働きやすくやりがいのある職場環境づくり                                                             |                                                                                                                                                                                   |
|                                                                                     | 精神科医師が職員のメンタルヘルスをサポートすることにより、職員の働きやすさのさらなる向上を図る。                                                                                                                                  |

|                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                            |
| 1 効率的な経営の推進                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                            |
| (1) 計画的な施設・設備整備を踏まえた経営の推進                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 経常収支比率 (%)</li> <li>◆ 病院再整備事業及び高額医療機器等の更新整備による影響を除く経常収支比率 (%)</li> <li>◆ 修正医業収支比率 (%)</li> <li>◆ 新入院患者数 (人)</li> </ul> | <p>経営改善プロジェクトチームの活動等により、収益確保と費用節減の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 経常収支比率 (%)</li> <li>◆ 病院再整備事業及び高額医療機器等の更新整備による影響を除く経常収支比率 (%)</li> <li>◆ 医業収支比率 (%)</li> <li>◆ 新入院患者数 (人)</li> </ul> |
| (2) 診療報酬改定等の制度改正への適切な対応                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                            |
|                                                                                                                                                                 | DPC 特定病院群としての医療機能を維持する。                                                                                                                                                                                    |
| (3) 適正な人員配置                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                            |
| ◆ 対修正医業収益給与費比率 (%)                                                                                                                                              | ◆ 対医業収益給与費比率 (%)                                                                                                                                                                                           |
| (4) 診療報酬請求漏れや返戻・査定減の防止                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ レセプト返戻率 (%)</li> <li>◆ レセプト査定率 (%)</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ レセプト返戻率 (%)</li> <li>◆ レセプト査定率 (%)</li> </ul>                                                                                                                     |
| (5) 未収金の管理と回収                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                            |
| (6) 業務の質と量に応じた費用の適正化                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 対修正医業収益診療材料費比率 (%)</li> <li>◆ 対修正医業収益薬品費比率 (%)</li> <li>◆ 対修正医業収益委託費比率 (%)</li> <li>◆ 対修正医業収益減価償却費比率 (%)</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 対修正医業収益診療材料費比率 (%)</li> <li>◆ 対修正医業収益薬品費比率 (%)</li> <li>◆ 対修正医業収益委託費比率 (%)</li> <li>◆ 対修正医業収益減価償却費比率 (%)</li> </ul>                                               |
| 2 経営基盤の確立                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                            |
| ◆ 対修正医業収益運営費負担金比率 (%)                                                                                                                                           | ◆ 対修正医業収益運営費負担金比率 (%)                                                                                                                                                                                      |
| 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                            |
| 1 施設整備等に関する事項                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                            |
| (1) 病院再整備事業                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                            |
| ◆ 病院再整備事業計画                                                                                                                                                     | 記載なし                                                                                                                                                                                                       |
| (2) 施設設備等の維持管理                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                            |
| 2 その他                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                            |
| 記載なし                                                                                                                                                            | (1) 30 周年記念事業に関する事項                                                                                                                                                                                        |

|                               |                                            |
|-------------------------------|--------------------------------------------|
|                               | 開院 30 周年を迎えるにあたり、記念式典や講演会、祝賀会などの記念事業を実施する。 |
| 第 6 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画、資金計画  |                                            |
| 1 予算                          |                                            |
| ア 人件費の見積り                     |                                            |
| イ 運営費負担金の基準等                  |                                            |
| 2 収支計画                        |                                            |
| 3 資金計画                        |                                            |
| 第 7 短期借入金の限度額                 |                                            |
| 1 限度額                         |                                            |
| 2 想定される短期借入金の発生理由             |                                            |
| 第 8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画       |                                            |
| 第 9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画      |                                            |
| 第 10 剰余金の使途                   |                                            |
| 第 11 料金に関する事項                 |                                            |
| 1 使用料及び手数料                    | 記載なし                                       |
| 2 料金の納付                       | 記載なし                                       |
| 3 使用料等の減免                     | 記載なし                                       |
| 第 12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 |                                            |
| 1 施設及び設備に関する計画                |                                            |
| 2 中期目標期間を超える債務負担              |                                            |
| (1) 移行前地方債償還債務                | 記載なし                                       |
| (2) 長期借入金償還債務                 | 記載なし                                       |
| 3 積立金の処分に関する計画                |                                            |
|                               | 記載なし                                       |